

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2183020		処分名	農業経営改善計画の認定			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	産業振興部		課	農林水産課		
根拠規定	農業経営基盤強化促進法				第12条第1項		
基準規定	①	農業経営基盤強化促進法			第12条第4項		
	②	農業経営基盤強化促進法施行規則			第14条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成29年9月6日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>(1) 当該計画が基本構想に照らし適切なものであること。 →別紙『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』による</p> <p>(2) 当該計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 →別紙『農業経営基盤強化促進法の基本要綱』による</p> <p>(3) 当該計画の達成される見込みが確実であること。 →別紙『農業経営基盤強化促進法の基本要綱』による</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成29年9月6日	
	期間	60日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2183021		処分名	農業経営改善計画の変更の認定			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	産業振興部		課	農林水産課		
根拠規定	農業経営基盤強化促進法				第13条第1項		
基準規定	①	農業経営基盤強化促進法			第13条第3項, 第12条第4項		
	②	農業経営基盤強化促進法施行規則			第14条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成28年9月13日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>(1) 当該計画が基本構想に照らし適切なものであること。 →別紙『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』による</p> <p>(2) 当該計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 →別紙『農業経営基盤強化促進法の基本要綱』による</p> <p>(3) 当該計画の達成される見込みが確実であること。 →別紙『農業経営基盤強化促進法の基本要綱』による</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成28年9月13日	
	期間	60日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2183022		処分名	青年等就農計画の認定			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	産業振興部		課	農林水産課		
根拠規定	農業経営基盤強化促進法				第14条の4第1項		
基準規定	①	農業経営基盤強化促進法			第14条の4第3項		
	②	農業経営基盤強化促進法施行規則			第15条の5		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年4月1日	最終更新日	平成29年9月6日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>(1) 当該計画が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に即したものであること。 →別紙『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』による</p> <p>(2) 当該計画の達成される見込みが確実であること。 →別紙『農業経営基盤強化促進法の基本要綱』による</p> <p>(3) 法第4条第2項第2号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。 →別紙『農業経営基盤強化促進法の基本要綱』による</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成29年9月6日	最終更新日	平成29年9月6日	
	期間	60日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2183023		処分名	青年等就農計画の変更の認定			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	産業振興部		課	農林水産課		
根拠規定	農業経営基盤強化促進法				第14条の5第1項		
基準規定	①	農業経営基盤強化促進法			第14条の5第4項、第14条の4第3項		
	②	農業経営基盤強化促進法施行規則			第15条の5		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年4月1日	最終更新日	平成28年9月13日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>(1) 当該計画が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に即したものであること。 →別紙『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』による</p> <p>(2) 当該計画の達成される見込みが確実であること。 →別紙『農業経営基盤強化促進法の基本要綱』による</p> <p>(3) 法第4条第2項第2号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。 →別紙『農業経営基盤強化促進法の基本要綱』による</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月13日	最終更新日	平成28年9月13日	
	期間	60日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2183029		処分名	鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可		
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部	産業振興部	課	農林水産課		
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律			第9条第1項		
基準規定	①	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		第9条第1項・第3項		
	②	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則		第7条		
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	別紙『第12次鳥獣保護管理計画書』による					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	期間	15日以内				
聴聞等						
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第1第7号による権限移譲					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2183030		処分名	指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可		
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 産業振興部	課 農林水産課				
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律			第15条第4項		
基準規定	①	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		第15条第4項		
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	別紙『第12次鳥獣保護管理事業計画書』による					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	期間	15日以内				
聴聞等						
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第1第7号による権限移譲					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2183031		処分名	鳥獣等の飼養の登録又は更新		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	産業振興部	課	農林水産課		
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律			第19条第1項・第5項		
基準規定	①	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		第19条第1項・第5項		
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	別紙『第12次鳥獣保護管理事業計画書』による					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等						
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第1第7号による権限移譲					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2183032		処分名	販売禁止鳥獣等の販売の許可		
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部	産業振興部	課	農林水産課		
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律			第24条第1項		
基準規定	①	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		第24条第1項・第2項		
	②	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則		第23条		
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	別紙『第12次鳥獣保護管理事業計画書』による					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	期間	15日以内				
聴聞等						
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第1第7号による権限移譲					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2184005		処分名	土地形質の変更等の許可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	産業振興部		課	耕地課		
根拠規定	土地改良法				第122条第2項		
基準規定	①						
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月24日	最終更新日	令和3年3月24日	
	非公開該当		未設定理由				
	申請に係る土地の形質の変更, 工作物の新設, 改築もしくは修繕, 又は物件の付加もしくは増置の行為が土地改良事業の施工に支障を及ぼさず, かつ, 当該行為が必要やむを得ないものであると認められること。						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月24日	最終更新日	令和3年3月24日	
	期間	60日					
聴聞等							
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第1第4号による権限移譲						